シートベルト着用義務化



道路運送車両の保安基準改正(※)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。　※令和７年６月17日公布

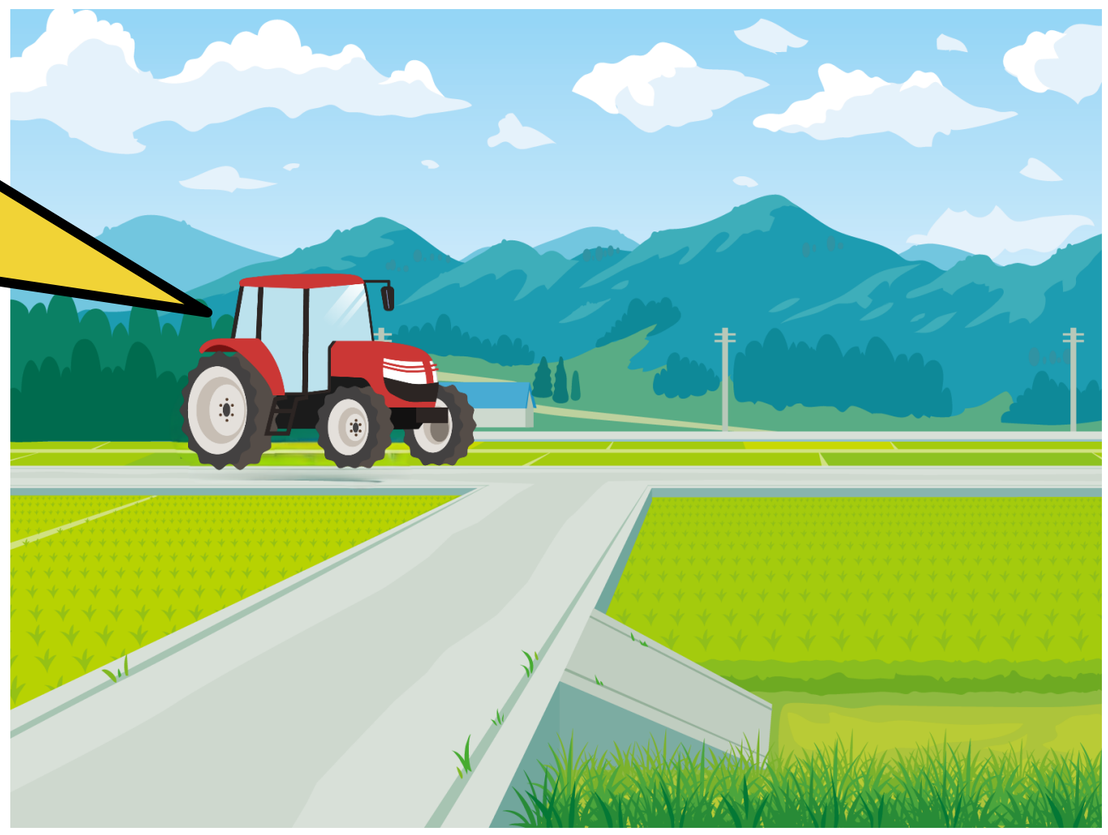

義務化はいつから？

令和9年1月1日 からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に **製造された**
座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカー(※)が貼付されます。

※ステッカーのイメージ

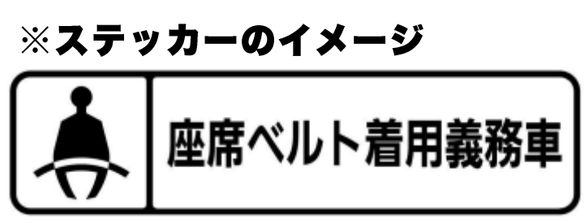



違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数１点が付されます。

農林水産省

裏面へ